

2008年3月1日 自由法曹団・シンポジウム

「ワーキングプアと非正規労働者の雇用と権利を考える」

司会：平井哲史

林 治（記録兼任）

敬称省略

開会あいさつ（田中隆幹事長）

ワーキングプア問題については、昨年9月のシンポから本格的に団も取り組むようになった。永田町の流れも変わったと考えていたが、案外そうでもない。規制改革会議第2次答申では、遠慮していない。昨年の第1次答申よりもひどい。今日を皮切りに運動を更に大きくしていきたい。

国会報告（山下芳生日本共産党参議院議員）

昨年暮れに派遣法抜本改正要求を出した。①労働者派遣は臨時的・一時的業務に限る、②常用型派遣を原則とし登録型派遣は厳しく規制する③直接雇用の見なし規定④均等待遇⑤派遣元派遣先の責任強化⑥マージンの規制などが内容。現在、法制局とつめており、3月末には要綱として発表できるのではないかと。

自分は、「お休み」の間の6年間、いろんなところで声を聞いてきた。そして、若者が使い捨てられているということを知った。その経験をもとに昨年11月に舛添大臣に対して日雇い派遣について質問をした。

直接声を聞いたなかでこういう話がある。京葉線の二股新町駅に朝、人が集まっている。派遣労働者の人々だ。集合場所から移動は、トラックの荷台に乗せられる場合もある。冷凍車のような扉がバシャーオンとしまる車だ。30分もの間、真っ暗な中で移動して不安だったという。

マイナス20度の倉庫の中で作業に従事し、凍傷となったが労災にしてもらえなかったとか、入れ歯洗浄剤の仕事では、においがすごくきつい。それで、どうせ辞めるだろうという人から先にそういう仕事をさせる。なぜ抗議をしないんだと聞いたら、抗議をしたら登録型なので、仕事をまわしてもらえない。日銭がいる。だから別の職場に変われない、と返ってきた。派遣の人は交通費が出ない。電話代も必要。だから日銭がいる。

こういうことを紹介して放って置いていいのかと質問したら、舛添大臣は「先進国として改善しないといけない」と答弁した。また、好評を博している志位委員長の問題では、福田総理は「日雇いという形は決して好ましいものではない」と答えざるを得なかった。

派遣を率先して大企業が入れている。キャノンでは半分以上が派遣。派遣への置き換えがすすめられている。健康保険や年金にも入れられてない。日本の非正規雇用増大について、ILOが「明らかに長期的に持続可能ではない」、「経済成長の前提となる人的資本の形成が難しい」と指摘している。政治の力で辞めさせる必要がある。

志位委員長の質問は、共産党のHPで紹介しているほか、ユーチューブで出回っている。若者の反響がすごい。共産党ならではの質問だったとの感想が寄せられている。

超党派の集いが3回行われている。公明党の議員も参加している。今国会中には労働者派遣法の改正ができるようにしたい。

第1部 ワーキングプアと労働者派遣を考える

※以下、()内は所属

<報告>

●「財界の雇用戦略について」 今村幸次郎(東京)

別添レジュメのとおり(別紙資料①参照)

●「派遣の基本問題」 大山勇一事務局次長、平井哲史(東京)

派遣法パンフに記載されているQ1からQ12を解説・紹介した。

●「取材を通じてみた実態」(しんぶん赤旗・今田真人記者)

(別紙資料②参照)

千葉県二俣新町駅で、グッドウィルの派遣労働者が集合する。朝7時から8時が集合時間。20人位ずつ集まったところで、手配師が連れて行く。夜の7時から8時では夜間のグッドウィル。バスに乗せて連れて行く。既に契約している分は事業停止後も派遣を行っているようだ。派遣の人から問い合わせがあった。

西船橋駅の本先に行ったところに大きな通りがあり、そこが派遣労働者の集合場所。特定乗合バスで会社(派遣先、派遣元)が用意して、ピストン輸送。「エスプール」の労働者から情報提供があった。毎朝1000人くらい集う。

情報提供は、共産党が頼りということで連絡があった。労災にあったがグッドウィルも派遣先も取り合ってくれず働かされた。何とか取り上げて欲しいということで連絡があった。

日雇い派遣は2年間で200件も派遣先に行っている。労働条件をみんな知っている。200人の労働者取材するようなもの。あらゆる情報が手に入る。派遣先でもらう書類をみんな取っておいてくれと言っておいた。

徹底して弱い人たちである。生活保護、労災、病院案内なども相談活動。あらゆる形でサポートすると重要な情報源にもなった。一人の派遣労働者をサポートすれば、すごい情報を彼らは持っている。(別紙資料③参照)の資料はすごい情報源。担当者の個人の携帯電話番号が書かれているので、そこから取材できる。

<質疑応答>

●加藤建次事務局長

国会で日雇い派遣は問題になっている。本来常用であるべきものを派遣にしているという根本のところに問題がある。政党間には考え方の差があると思うが、どうしたら攻めていけるのか?廃止に向けた

タイムスケジュールのようなものまであるのか？

●鷲見賢一郎（東京）

野党の共同提案とかあるのか？

●山下芳生議員

派遣法改正というくりでは一致しているが、政党間ではまだ温度差がある。実態がまだ知られていない。派遣労働者の悲惨な実態を知ってもらうことが温度差を埋める一番の道。

厚労省は現状をさらに緩和するという方向性もでていっているので、ここには頼れない。

政治家にもっと知ってもらうことが必要。舛添大臣も派遣労働者の実態について詳しく知らなかった。

●平井哲史（東京）

2月27日の院内集会では、民主党はなんとか4月に法案を出したいと言っていた。これが共同提案に発展するかは今後の問題。

第2部 各地の取組の報告と経験交流

●前澤壇（東京地評・労働相談センター所長）

年間3000件を越す相談が来る。それで、自由法曹団東京支部にお願いして労働相談弁護団（現在30名登録）を作ってもらった。

派遣先のNTTコミュニケーションズで「乳ガンだったから契約を更新しない」と言われて調整を求めたが派遣元の営業担当者が全く対応しない例、派遣元と決めた契約を一週間くらいで派遣先に「働きが悪いから賃金下げる」といきなり言われる例、使用期間中は残業代と有給休暇、雇用保険はないからねと当然のごとく言われる契約社員など、相談の大半は、労働基準法や社会保険・雇用保険を守ってくれという、ごく当たり前の内容が保障されない事例だ。実際には、仕事を続けられないと生きていけないから、労働契約の一方的変更ほかに文句を言えない、権利を主張できない。

しかし、もう我慢できないと退職してから記録を付けておいた残業代や有給休暇拒否について遡及して請求し、約1000万円勝ち取る等の事例もある。労働運動はまだこれらの人々の多くを受け皿に迎え入れきれていないし、費用対効果を考えて受け入れないところもある。

実際には権利や制度の説明をし、個人加盟労組を紹介するか、弁護士を紹介するか、いのちと健康を守る会を紹介するなどをしているが、法を適用させていく点で、労働行政機関の機能を十分に発揮させることが必要。監督署には相談ではなく「申告」をすること。家族や同僚は申告できないのかという点では、02年2月の井上美代参議院議員（共）の質問書に対する「違反事業の適正指導については家族等からの情報提供」を活用してきたという小泉の答弁を活用していこう。

●井筒百子（全労連・総合労働政策）

派遣法改正要求のパンフを作成し、2月27日の院内集会で発表した。27日の院内集会は、自・公も含めて、共産、社民、民主、国民新が参加。集会後の働くルールの確立を求める署名の紹介議員になって欲しいという要請行動では、既に30人くらいが紹介議員になっていいところまで来た。これまでは、半年かけて30名というペースだった。わずか2回の行動でここまで来たのは早い。なんと

かしなければならないという流れが生まれている。派遣法について、はじめて「改正」という動きが出てきている。

院内集会で派遣・請負連絡会を立ち上げた。全労連の非正規センターの構想は数年前からあった。やっと立ち上げの方向になった。3月には準備会を発足させ、7月の大会で正式発足させる予定。派遣・請負連絡会のほかに非正規部門ではパート臨時労組連絡会、外国人労働者問題、ヘルパーネットがあるが、この4つを束ねていく。

一番の課題は派遣法の改定。その先頭に立っていく。

労働相談でもメンタル面が多い。青年の健康調査を3月から準備して、10月には発表する予定。

また、HPを開設する。情報提供していく。

●小野寺義象（宮城）

去年の9月3日の非正規の問題の団の企画に参加したのがきっかけで、支部で開始した。

15人くらいの団員で街頭宣伝もし、110番を行った。最初は全然かかってこなかったが、昼に1社報道した。それからは次々と電話が鳴って、全体で16件の電話。事件にも1件繋がる。

その後、1月の団支部の例会でプロジェクトチームを作った。メンバーは6人。毎月1回、電話相談を第2土曜日にするようにした。

事件になったのは、一昨年6月に派遣で医療機器製造の現場へ行っていた人のケース。会社のクレーンが壊れたので、手で重い機械を運ぶことになった。クレーンが壊れたままであったのを文句言ったら雇い止め。派遣元と派遣先の共同不法行為として労働審判を申し立てた。3月に第1回審判予定。労働事件は増えている。自分は、これまで5年くらいの間は1件程度だった。今は毎日労働関係の打合せや裁判等がある。うつの問題が多い。今週も2件あった。

●村松いづみ（京都）

京都市長選は中村和雄弁護士を支援いただき、ありがとうございました。

本日みなさんにお配りしたリーフは、昨年秋作成したもの。

労働プロジェクトだけで月に1回のペースで街頭宣伝をやっている。団の若手がタイトルを考え、斬新なリーフを作った。朝よりも昼はのんびりしているので受け取りがいい。夜も受け取りがいい。

まだ実行していないが、若者が集まる場所で夜9時くらいに宣伝した方がいいのではないか、という提案もある。待っているだけでは来ないので。

中村弁護士の集会をきっかけに、女性の非正規労働者とつながりができた。京都総評待ちにせず、各地域のユニオンに積極的に入っていくことをしたい。

派遣法パンフは、名前は各支部に書き換えて、地域の事情に即した内容に作り変えたりもして各地で使うようにしたらいいと思う。

●小林幸也（千葉）

団でというわけではないが、去年の秋に千葉労弁ではじめて非正規労働問題にスポットを当てた「何か変、私たちの働き方」というチラシをまいた。受け取りはよかった。

非正規の問題をどう取り組むか難しかったので、ここ数年足が出なかったが、いよいよ去年はやらざるを得ないというところまで来た。千葉労連が300件くらい相談を受けているので、そこと弁護士が提携。労連は組織化する方向で、組織化を好まない人には弁護士につなぐようにした。

千葉では貧困問題では消費者問題をやっている弁護士が生活保護の問題を中心に頑張っているので、その人達とどう関わっていくか？団の中でその人達と関わっている人は少ない。

●中原昌孝（福岡）

本日は勉強しにきた。福岡では取組みをどうやっていくかまだ手探りの状態。実態をふまえた上で相談会をしていこうかなと考えている。これからの課題として考えたい。

●伊須慎一郎（埼玉）

事務所の猪股弁護士が中心となって生活保護相談の電話を置いているが、団支部として運動が十分広がっていない。消費者問題の弁護士と労弁、団埼玉支部とのつながりができていない。これから作っていかないといけない。これから団埼玉支部として労働問題、貧困問題について取り組んでいきたい。

●山田真吾（首都圏青年ユニオン書記次長）

労働者の権利の中で、守られていない代表的なものとして、残業代未払い、社会保険の未加入、有給休暇の未取得、セクハラなどがある。

また、最低賃金を下回る日給4500円で8時間働く正社員もいる。

「ショップ99」の店長が鬱状態で相談に来たが、4日間で80時間労働をしていた。病気によりしばらく働けない状態になってしまった。会社は管理監督者という理由で残業代を払わず、マクドナルドでの裁判例を無視している。他にも、失業保険だけでは生活できないので、サラ金から金を借りてしまう。労働相談と同時に債務整理と生活保護を一緒にすることが多い。

牛井チェーン店「すき家」はアルバイトを労働者と扱わない。労働基準監督署に残業代不払いの申告に行ったが、その後の都労委での主張で「自分でシフト表に記入しているから業務委託契約」などためちやくちやなことを言ってきた。すき家の本社前での宣伝では1時間で1000枚のチラシが配れた。

「労働者の権利手帳」をまいて、「何か相談ごとがあったら言って下さい」、ということにしていく。3月29日に「反貧困フェスタ」がある。反貧困の立場であらゆる団体と連帯していきたい。

●早田（山梨青年ユニオン書記長）

山梨青年ユニオンができたのは2003年。しかし、開店休業状態だった。2005年に渋谷での全国集会で決起。3人で再結集した。月に1回の街宣、会議。ときに一人だけで宣伝ということもあり、最初は冷ややかな目で見られ宣伝するのにつらかったが、日に日にメディアでも取り上げられ始めた。現在、組合員15名、サポーター50名。相談件数も増えてきた。

甲府合同の永島弁護士が顧問。それ以降、サポーターの数も増えた。去年は3件とも団体交渉で解決した。

甲府中心に活動しているが、山梨の中でも地域分会を作ってやっていこうということになった。南アルプス地区、富士吉田地区でもやっていく。来週は南アルプスで初めて宣伝行動をする。

●笹山尚人（東京）

首都圏青年ユニオンは、最初、一人で無給の顧問弁護士となった。去年、顧問弁護団を13名で立ち上げ、現在2名増やして15名になっている。事件だけでなく、①貧困問題全般に取り組む②ユニオンの組織化に取り組むということが顧問弁護団が意識していること。宮城支部の取り組みに学んで、派遣労働の実態や派遣法について学ぶ機会を設け、権利擁護していきたい。

ユニオンは各地で取り組んでもらいたい。埼玉、千葉、神奈川ではユニオンができそう。

消費者問題の弁護士が貧困問題で先行している。日弁連の大会で貧困問題を取り上げるが、我々が踏み込むことも重要と思う。

残業代支払いなど今ある法律をきっちり守らせる取り組みが大事。すき家事件で、労基署交渉をした直後に「労働者ではない」という主張を行ってきた。それだけ労基署が怖いということではないか。

●鷲見賢一郎（東京）

光洋シーリングテクノ正社員化は見事に勝ったと言われている。直接雇用が続いて正社員化を勝ち取り、年収200万円が350万円になった。偽装請負の労働者の組合作りがうまくいった。40歳で年収200万の人が中心だったが、その人はよく派遣法を勉強していた。また、正社員のJMIU光洋シーリングテクノ支部の役員の人も一生懸命応援していた。

春闘で20円賃上げしても、偽装請負のままでは限界があるので、これは直接雇用しかないということになった。それで、厚生労働省と徳島労働局に直接雇用の申告をした。途中では、派遣元のコラボレートから全員解雇される事態もあったが、光洋シーリングテクノもこれらの熟練労働者を必要としており、コラボレートの解雇を撤回させ、他の派遣会社に移籍させて、その派遣会社から光洋シーリングテクノへ派遣（偽装請負）させるということもあった。光洋シーリングテクノの社内では、「この人たちは正規雇用にしたら会社がつぶれる」「工場を苦小牧に移す」などとのデマが飛んでいた。しかし、光洋シーリングテクノはトヨタの孫会社だからつぶれるわけがないと頑張って。焦らずにじっくり頑張るということも重要。

日亜化学は徳島の名門企業。偽装請負追放キャンペーンに押されて、1600人の直接雇用を発表したが、その後キヤノンの会長の発言などもあり開き直った。JMIUを嫌って組合員は一人も直接雇用しなかった。日亜化学の最初の直接雇用約束は、光洋シーリングテクノのたたかひの成果とも言える。日亜化学の組合員は、今回直接雇用にならなかったが、今度は自分たちの力で直接雇用を勝ち取りたいと言って、生き生きとたたかっている。

●前野育三（兵庫）

この間まで学者だったので、報告できるようなことはない。勉強しようと思ってきた。

刑事法研究の専門だったが、この問題に興味を持ったのは重罰化。重罰化が進んだのは格差社会が原因ではないか。貧困の背景としての非正規雇用を刑事法の観点で捉えてみたい。

●中島嘉尚（長野）

これまで公害環境問題のことで団に来ていたが労働ではなかった。なぜ来たのか動機を話したい。

松本でおきた事件の刑事弁護の依頼がきた。依頼者は、無車検・無保険の容疑で逮捕・勾留された。罰金事案なのに、なぜ逮捕・勾留されたのか？住居不定が理由だった。貧困で家を追い出され、無車検・無保険車で車中生活。母親と一緒に暮らしていた。生活保護の申請は、住居不定で受け付けなかった。この事件は断るわけにはいかんと思った。

検察とかけあった。住居不定だからだめだと言う。罰金は80万円。そんな金があったら家を追い出されたりしないが、検察庁もメンツがあるからとらなくてはならないということだった。起訴してもらって執行猶予だと支払いがなくてすむのだが。

キリスト教の団体が支援をしていたが、全国から支援のカンパが50万円集まった。そこで検察庁と交渉し『和解』をして罰金35万円で折り合った。その間に仮住居を定めた。

生活保護を扱う部署がしっかりしてればこんな問題は起きなかった。貧困を救う地域ネットワークを作る必要がある。

●神原元（神奈川）

社保庁解体の問題から、民営化の問題が支部総会で議論された。民営化されれば非正規労働が増えるのではないか。

非正規問題は個々の弁護士が取り組んでいる。自分は業務委託で派遣されていくトラック運転手の事件をやっている。契約した会社から派遣先へ送られるが、3から4割ものピンハネ率。ダイレクトに労基法違反ではないかと言って争っている。

●倉持恵（福島）

弁護士になってまだ2か月。それでも労働事件の相談が2か月で3～4件ある。事件化したのは2件。非正規雇用の問題を見ていると状況は自分が関与している事件よりも状況が深刻と思った。

●松本恵美子（東京）

区立保育園の保育士が民間委託を契機に非常勤職員が一斉に雇い止めされた。民間と違い、任用契約なので、民間の雇い止めとは異なる点が難しい点だった。労基法が全面的に適用されるのだと争った。2006年6月8日に地裁判決。地位確認は認めず、40万円の期待権侵害のみ認めた。2007年11月28日高裁判決。高裁では、行政庁に義務づけはできない。実質的に任命がなされたことと同様のことをするのは法解釈の限界を超えたとし、法の整備が求められると明言した。他方、違法性が強いとして1年分に相当する慰謝料を支払えと命じた。その後、別件で地裁で担当した中西裁判官は、1年分の慰謝料を認めるようになった。裁判のほかには東京都地方労働委員会に不当労働行為で申立をしている。未だに中野区は自分の非を認めていない。

●林治（東京）

*配布資料『ワーキングプアと生活保護』を使って生活保護申請の課題を紹介した。

生活保護申請は現在地でできる。住民票がないからだめというのは理由にならない。

第3部 今後の方針

1 規制改革会議第2次答申批判について

<報告>

●大山勇一事務局次長

第1次答申の直前に発表されたタスクフォースの提言はあまりにも過激な内容だったので、当時の厚労大臣が正式なものではないと答弁。しかし、第2次答申も同じような内容が盛り込まれている。解雇権は当事者間に自由に委ねている。労使の力関係からいえば、当事者間の自由な契約に委ねてしまえば、使用者に有利に使われることは明らか。

直接雇用の義務を創設することに対する批判がなされている。具体的には、期間経過前に解雇することに繋がるなどと言っている。このような脱法行為こそ取り締まるべきはず。また、露骨な書き方ではないが、組合はずしも盛り込まれている。

<討議>

●今村幸次郎（東京）

規制改革会議の答申は、最低賃金を否定するような見解、女性の権利を否定するような見解もあるのでその内容も批判をしておくべき。

2 派遣法改正要求について

<報告>

●鷲見賢一郎（東京）

労働者派遣法抜本改正試案の柱を説明する。 ※配布資料のとおり

<討議>

●加藤建次事務局長

派遣法が導入された当時の状況についてももう少し検討する必要がある。具体的には、派遣労働というものがどういうことを想定されていたのかということを検証すべき。もう一度原則にかえった原典的な研究が必要ではないか。

●今村幸次郎

職安法で職業紹介を禁じた趣旨を研究するとよい。

●志村新（東京）

派遣は臨時的・一時的な業務に制限すべしとの点について。臨時的・一時的業務に限るべしというのは、派遣に限らず有期雇用全般について要求すべきもので、団は労働契約法に盛り込むよう求めてきた。

派遣については対象を専門業務に限定すべきで、臨時的・一時的であれば非専門業務でもいいということにはすべきでない。

●前澤檀（東京地評）

労働組合法との関係についても注意すべき。06年12月、規制改革会議が労働組合について触れている。組織率が一定あるところに団体交渉を限るという提言もある。使用者性の問題があるが、36協定の締結主体は誰か。労働者代表をどうするかということにも目を配っておくべき。

●鷲見賢一郎（東京）

規制改革会議答申批判は、3月常幹には間に合わせたい。ただ、労働者派遣法抜本改正試案については拙速ではいけない。

●田中隆幹 幹事長

改正案と答申批判は一緒でなくてもいいのではないかと。

●鷲見賢一郎（東京）

改正試案については自由法曹団としての基本的な観点をだす。それほど急がなくてもいい。

●加藤建次 事務局長

5月集会までに意見を集約して、事前に提示できるようにしたらいい。

3 行動提起

●鷲見賢一郎（東京）

行動提起（案）について

別添レジュメのとおり（資料④ 参照）

●杉本好造（民法労連関東地連）

登録型派遣業による労働実態が解明されているが、もうひとつ派遣企業を解明する必要がある。それは、大企業が自らの派遣会社を設立し、その派遣会社から資本傘下の関連企業に派遣し、本工労働者の代替にしていることである。この派遣労働者が増えているのが実態ではないかと。

放送局も派遣事業を行い、そこからあらゆる職場に派遣をしている。その人たちの賃金はやっと300万程度である。その上、1年契約だから労働組合を組織するのは大変であり、実態は出来ていない。その結果、労働組合の力は低下してきている。

キイ局の雇員数はこの10年で700名減っている。仕事の領域は拡大しているにもかかわらずテレビ東京の従業員数とほぼ同人数が減らされて、派遣、請負に転化されているのが現実である。

もうひとつの問題は常用型派遣労働者にすべきとの議論があるが、高年齢者雇用安定法が常用型の派

遣労働者に実質適用されない。民放で組織している常用派遣労働者の組合では「60歳過ぎたら自分で仕事を持ってこなければ雇用は出来ない」と言われている。派遣労働者の高年齢者雇用安定法の適用は可能なのか？

派遣労働者の権利を確立するためにも、企業が自ら派遣会社を設立して進めている派遣事業についても解明していただくとありがたいです。

●鷺見賢一郎（東京）

各地の派遣労働者の実態を知りたい。派遣労働者の集まる場所の全国マップを作りたい。たとえば、神奈川にもキヤノンの工場はある、また、大分にもキヤノンの工場がある。

●戸舘圭之（東京）

4月5日に相談活動をするのであれば、新宿西口はホームレスの人達が多いので、ホームレス問題を取り扱って欲しい。借金問題もある。今日のテーマとは違うが、ホームレスに対する支援もしてみたら。

●井筒（全労連）

蒲田駅前、3月12日夜9時からネットカフェ調査をやる。翌13日午前6時から8時で駅頭宣伝をやる。

●司会

興味のある方は参加してみてください。

閉会あいさつ 志村新

パンフを作った。最終面に情勢を述べたが、公明党だけでなく自民党の秘書も院内集会に参加するなど、情勢は進んでいる。派遣法は改悪につぐ改悪をされてきたが、改正を求める動きがかつてなく強まっており、絶好のチャンスととらえて運動を強化する必要がある。

労働契約法が本日から施行された。労働契約法については、民主党がなかなかの対案を作って国会に提出していたが、審議が開始されるとあっという間に対案を取り下げて政府案を与党と共同修正して、審議打ち切り・可決へと流れた。派遣法についてはこうならないようにする必要がある。

各地からの報告を聞いて思ったのは、いろんなチャンネルがあるということ。ますますの活動が団に求められている。

今日の集まりの直前に開いた労働問題委員会で、委員長を鷺見団員と交代した。新しい委員長のもとで、本日の議論が5月集会に結びつき全国的に運動が展開されることを期待したい。

本日はお疲れ様でした。

以上